

No. 463

1989

広報

# おんが

7月25日

夏がきて

ひまわり山に寄せ

ふるさと想う

四百年の伝統を

守り続けろ

老良っ子



# 暑中お見舞い 申し上げます

暑気日ごとに加わり盛暑の候となりましたが、町民の皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

また、町政推進に御支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、近年スポーツに寄せる関心が一層高まりつつあるとき、平成二年に国民体育大会の漕艇競技が遠賀町において開催されることは、住民の皆様方の郷土意識を高め健康で魅力ある住み良い町づくりのためにも良い機会だと思われれます。そのような中で七月二十二日、二十三日と来年の国民体育大会に向けてのリハーサル大会を皆様方の御協力により無事に終えることができました事をお礼申し上げます。

遠賀総合運動公園におきましては「みどりの広場」も完成いたし、相撲場が七月に完成すると、ほぼ整備が終るところですが、「みどりの広場」にはキャンプ場を併設しておりますので、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、あるいは、よりよい社会人として一層健全に成長されるよう総合運動公園を大いに活用していただくことを願います。

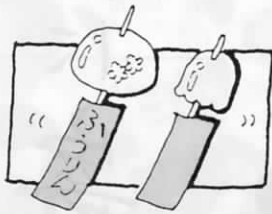
高齢化対策につきましては、すべての人が本当に長生きしてよかったと思われる社会をつくるため、自分の能力、エネルギーを提供することで社会活動に参加していただく「高齢者生きがい対策事業」として、地鳥の飼育、採卵などを行ってほしい、心身ともに健康で明るい遠賀町の建設を呼びかけたいと思います。

その他、島門小学校大規模改造工事、各地区歩道の整備、昭和六十三年度より進めております戸切川の改修工事、街路灯の整備、遠賀町消防団第三分団の消防ポンプ自動車の購入など各種事業を行っているところでございます。本年六月から当町においては、第二、第四土曜日に役場を閉庁しておりますが、諸事業の遂行、行政サービスの向上につきましては職員一同一丸となって行政努力を怠りません所存です。

暑さ一段ときびしき折、町民の皆様方におかれましては、健康に留意され、ますますのご発展をお祈り申し上げます。

遠賀町長

高山 和幸



## 夏の交通安全県民運動実施中

平成元年7月21日(金)～8月20日(日)

### 運動の重点

3 正しい方法によるシートベルトの着用の徹底



・シートベルトは正しく着用します

2 子供と高齢者の交通事故防止



・横断歩道をわたります

1 暴走族の追放



・暴走行為は止めます

ただいま夏の交通安全県民運動が実施されています。

ドライバーのみなさん、歩行者のみなさん  
交通ルールとマナーを守り交通安全に努めましょう。

マナーアップふくおか

# 芦屋基地で航空祭

芦屋基地では、夏休み期間中に基地近郊の皆様との親睦および青少年に対する航空知識の普及啓発を図るため、次のとおり各種の催し物を開催いたします。多数のご来場をお待ちしています。

行事	期日	時間	内容	その他
航空教室	8月3日 8月5日	2泊3日	模擬飛行機試乗 体験搭乗など (北九州上空) その他のいろいろ 体験出来ます。	資格 中・高生約40名(男女) 受付 ☎ 093-223-0981 内線 254 (先着順)
体験搭乗	8月4日	14:00~16:00	YS-11型機で 北九州上空を飛行	定員:60名 受付は電話で、日時 7月23日 09:00~09:30 ☎ 093-223-0981 内線 254 定員になり次第締切ります
映画会	8月4日	16:00~17:20	アニメ映画 航空映画	基地劇場で上映 入場無料 記念品贈呈
音楽会	8月4日	17:30~18:45	航空自衛隊西部 航空音楽隊による 演奏	基地中央グラウンド プロ歌手出演予定。
納涼盆踊り大会	8月4日	18:45~21:00	各地区婦人会の 皆様の競演 飛び入り歓迎	基地中央グラウンド 各種模擬店開店

## 農家のみなさん

### 「農業相談」をご利用ですか

最近の厳しい農業情勢の中、農家のみなさんは大変にご苦労の多いことと思います。

遠賀町農業委員会では、今年4月から「農業相談」を開設し、農業経営に関する相談事を適切に解決するためのアドバイスをさせていただきます。

これまでに次のような相談事がありました。

●土地の転用をしたいと思うが、隣地との承諾関係がうまくいかない。

●農業後継者(息子・娘)に土地を譲りたいが、その場合、税制面ではどうなるのか。

●自分が農業経営者である場合、農業者年金を受けたいと思うがどのような手続きをとればよいのか。

●小作地にだすと、将来土地が返ってこなくなるのではないのか。

●農地を増やしたいが、お金の貸り入れはどうすればよいか。

その他、農業経営でお悩みの方お気軽にご利用ください。

●相談日 毎月1回(毎月の予定表をご覧ください)

●時間 13時30分~16時

●場所 役場第1委員会室

●相談内容 農地紛争、農業者年金、農地の売買賃貸

借、農地の相続・贈与税、後継者問題、分家用地など

●問合先

遠賀町農業委員会事務局

(役場産業課内)

☎(293) 1234

★8月4日は、基地を午後3時30分から解放しますので、御家族御友人お誘い合わせの上、多数御参加ください。

★詳細については、芦屋基地渉外室 ☎093(223)0981 内線254までお問合わせください。

#### お詫びと訂正について

7月10日号の7ページのスポーツ結果に掲載した写真のチーム名に誤りがありましたのでお詫びと訂正をさせていただきます。

東和苑Aチーム→浅木Aチーム  
浅木Aチーム→東和苑Aチーム

## おんが目密箱



「開かれた町政」をすすめるためには、町民のみなさんが町政に何を求め、何を期待しているかを的確に把握し、それを少しでも町政に反映させていくことが何よりも大切です。

このため町では、「おんが目密箱」を設置し、広聴活動を実施しているところですが、平成元年度の4月から6月までに目密箱に寄せられた町民のみなさんの意見や要望をとりまとめました。

この中から町民のみなさんが行政に何を求めているかをくみ取り今後の町勢発展のために参考にしていきたいと存じます。

これからも広聴活動に対する町民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

### 設置場所

- 役場玄関前
- 中央公民館
- 公民館別館
- コミュニティセンター

6月	5月	4月	月
教育委員会関係	教育委員会関係	教育委員会関係	要望項目
企画関係	建設関係	窓口業務関係	福祉関係
1	1	1	2
2	1	1	件数

#### 人のうごき

(6月の住民基本台帳から)

人口	16,981人	(-6)
男子	8,066人	(0)
女子	8,915人	(-6)
世帯数	4,914戸	(+4)
転入	47人	転出 57人
出生	12人	死亡 8人
( )	( )	内は前月比

第五次  
建築協定書の縦覧

建築基準法第76条の3第2項の規定に基づく建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により公告するとともに建築協定書を次のとおり縦覧に供します。

●建築協定の名称 パスコタウン  
田園都市第五次建築協定

●代表者 株式会社パスコ代表取締役 中島清治

●縦覧場所 遠賀町役場建設課

●縦覧期間 7月31日まで

パスコタウン  
公開聴聞会の開催

建築基準法第72条第1項の規定により、次のとおり公開聴聞会を開催いたします。

●開催日時 8月10日(木) 14時

●開催場所 遠賀町役場 第3会議室

●聴聞の理由 次の建築協定について関係人の出頭を求め意見を聞くため

●建築協定の名称 パスコタウン

田園都市第五次建築協定

●建築協定の区域 遠賀町大字尾崎パスコタウン田園都市の一部

●申請人住所 東京都港区赤坂7丁目10番20号

●申請人氏名 株式会社パスコ代表取締役 中島清治

老齢福祉年金  
受給者のみなさん



8月の年金は8月11日から支払いが始まります。

指定の郵便局で年金を受け取られたら8月20日までに国民年金証書と年金受給状況申立書を役場国民年金係に提出してください。国民年金証書の提出を忘れると次回からの年金が受け取れなくなりますのでご注意ください。

ふたつの年金を受けている人はいませんか

厚生年金保険や恩給などの年金を受けている人は、老齢福祉年金の支払いが停止されることになっています。

このような人は、国民年金証書といっしょに、厚生年金保険や恩給などの年金証書と最近の年金額改定通知書を、役場国民年金係まで持参ください。

届け出をされずに両方から年金を受けている人は、年金を受け始めたときまでさかのぼって返還していただくこととなります。

今までどおり  
障害基礎年金・遺族基礎年金の「現況届」を提出してください

7月は、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けている人が、「現況届」を提出する月です。

現況届は、年金を受けている人が年一回、あなたや家族の所得と家族の状況などを記入した届書を提出し、引き続き年金が受けられるかどうかの確認を受ける大切な手続きです。

忘れると年金がストップ

もし提出が遅れると、年金の支払いも遅れます。必ず7月31日までに役場国民年金係に提出してください。

現況届の用紙は、5月の支払通知書といっしょに郵送されています。届出には、この用紙と印鑑をご持参ください。

試験

中学校卒業程度  
認定試験

この認定試験は、病弱、発育不

完全その他やむを得ない事由のために、義務教育諸学校に就学することができず、就学を猶予または免除された人などに対し、中学校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうかについて認定試験を行い、合格者に高等学校入学資格を与えるものです。

▽受験資格

平成2年3月31日までに満15歳以上になる人で次の(1)から(3)までのいずれかに該当する人が受験できます。

(1)現在、義務教育諸学校への就学を猶予若しくは免除を受けている人または以前に受けた人

(2)旧尋常小学校または旧国民学校への就学の猶予または免除を受けた人(3)義務教育諸学校を卒業できなかった人で、手続きをして猶予または免除を受けなかったが、猶予または免除を受けることのできる事由と同等の事由があったと文部大臣が認めた人

▽試験日および試験会場

11月10日(金)  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県教育庁第2会議室(県庁4F)

▽出願書類の交付及び受付場所  
〒812福岡市博多区東公園7番7号 福岡県教育庁指導第二部  
義務教育課学事係

☎092(651)1111  
内線5162

この認定試験は、病弱、発育不

展示

写真展を見に行きませんか

遠賀写真クラブ

遠賀写真クラブは、発足以来満1ケ年を迎えました。これを機会に1年間の成果を皆様方に見ていただきたく、次のとおり写真展を行います。多数のご来場をお願いします。

●期間 8月1日(火)~7日(月)

●場所 中央公民館ロビー

●問合先 松ノ本 山崎 昭

☎(293)3981

たなばた習字作品展  
日本習字教育材団



日頃の練習の成果を見てくださいます。多数のご来場をお待ちします

●期間 8月5日(土)~7日(月)

●会場 コミュニティーセンター

●出品作 たなばた競書作品

●出品者 日本習字会員

●主催 日本習字教育財団

●後援 遠賀町教育委員会

●問合先 別府 長野和子

☎(293)0205

残り2戸

# 町営住宅入居者募集中

交通事故のご相談  
はお気軽にどうぞ  
無料でご相談に応  
じております。

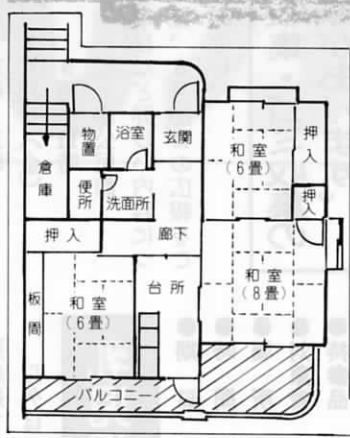


午前9時半～午後4時40分（毎週月～金）土曜日・日曜日は休みです。  
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます。  
◎弁護士相談日：毎週金曜日  
午後1時～4時  
社団法人 日本損害保険協会

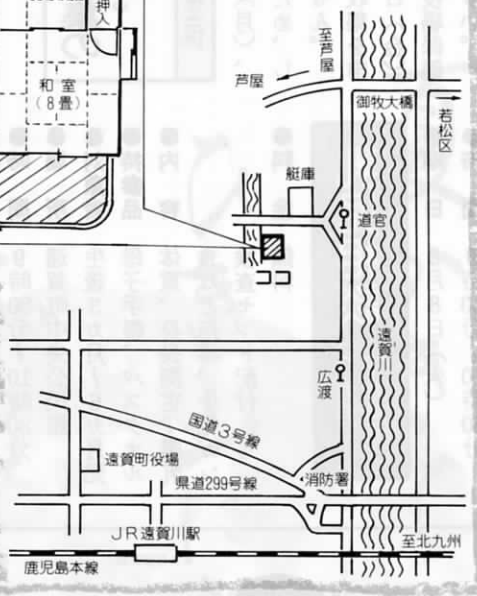
## 小倉自動車保険 請求相談センター

北九州市小倉北区紺屋町9-1  
明治生命小倉ビル5階小倉調査事務所内  
☎ 093-521-2140（直通）093-541-1531  
●相談日が毎週月～金となりました。（土曜は全休）  
●また当センターが8階から5階に移転しました（ビルは同じです）

- 場所 遠賀町大字広渡字道官
- 募集戸数 第1種（3K）2戸
- 家賃 月額2万9,500円
- 共益費 月額4,000円程度
- 敷金 8万8,500円  
（家賃の3か月分）



←間取り



- 入居資格
  - ・町内に住所または勤務場所を有する人
  - ・現に同居し、または同居しようとする親族がある人
  - ・収入が別表の基準以下の人

## ■入居資格収入基準(給与所得者の場合)

(本表は収入を得ている人が一人の場合です)

扶養親族種別	1人	2人	3人	4人
第1種	3,464,000 円未満	3,876,000 円未満	4,288,000 円未満	4,700,000 円未満
第2種	2,424,000 円未満	2,896,000 円未満	3,360,000 円未満	3,772,000 円未満

西町

## 第2種町営住宅

### 入居者募集

- 場所 遠賀町大字虫生津西町
- 募集戸数 第2種（2K）1戸  
昭和44年建築1棟2戸建  
（浴槽は個人で設置）
- 家賃 月額3,200円
- 敷金 9,600円  
（家賃の3か月分）
- 入居資格 収入基準表の第2種欄を参照のこと
- 申込締切 随時受付（募集戸数に達したら締め切ります）
- 申し込み、問い合わせは 遠賀町役場総務課管財係まで  
☎（293）1234

※なお希望者の方には随時、現地案内をいたします。



▲撮影はお母さんの千秋さん

## 室井廣 大くん

昭和63年7月22日生  
（廣一）さんの長男  
（千秋）さん

お母さんゆずりで「あいきよう」がうりものの僕です。毎日お姉ちゃん達にもまねながらも、けなげに頑張っています！たれか男の子の友達、僕の家まであそびに来て！！

原爆死没者の慰霊  
および平和祈念の  
黙とうにご協力を

来る8月6日、8月9日に、広島市及び長崎市において原爆死没者の慰霊式並びに平和祈念式典が行われます。  
この式典において全世界へ向け核戦争の悲惨さと核兵器の廃絶を強く訴える「平和宣言」が行われるとともに、原爆が投下された8月6日午前8時15分と8月9日午前11時2分に、原爆死没者のめい福と世界恒久平和の確立を願って1分間の黙とうが捧げられます。  
町民のみならずにも式典日にあわせて、黙とうのご協力をいただきますようお願いいたします。

# 総合検診で 健康管理を

保健衛生係

## ● 広 渡

8月2日(水)  
9時～11時  
13時～15時  
広渡公民館

## ● 田 園

8月4日(金)  
9時～11時  
田園公民館

## ● 松ノ本・緑光苑

8月10日(木)  
9時～11時  
13時～15時  
8月11日(金)  
9時～11時  
松ノ本公民館

※検査項目など詳しい内容については、6月25日の広報をご覧ください。

# し尿収集・ゴミ収集の 盆休みがあります。

保健衛生係

8月13日(日)、14日(月)、15日(火)は、盆休みのため、し尿とゴミの収集はありません。お盆のためのし尿臨時収集を申し込まれる方は、8月4日(金)までに印鑑を持参のうえ役場保健衛生係にお申し込みください。

# お盆期間中急病に なったらどうしますか

休日急病センターを8月13日(日)、14日(月)、15日(火)の三日間開設いたします。

● 診療時間 9時～17時

● 場 所 水巻町大字下二 576番地の4

(JR水巻駅から南へ徒歩3分医師会館西側)

電話(201)9999

● 診療科目 内科・小児科

※急病で止むをえない患者さん以外はご遠慮ください。

# 乳児相談 (3カ月～6カ月児)

● 期 日 8月1日(火)

● 時 間 9時30分～10時30分

● 場 所 遠賀町中央公民館

● 対象者 生後3カ月～6カ月児

● 持参品 母子手帳、バスタオル

● 内 容 体重、身長測定、離乳食など指導、小児ガン

● 料 金 無料 検査セット配付

# 乳児相談 (7カ月～12カ月児)

● 期 日 8月8日(火)

● 時 間 9時30分～10時30分

● 場 所 遠賀町中央公民館

● 場 所 遠賀町中央公民館  
● 対象者 生後7カ月～12カ月児  
● 内 容 体重、身長測定、離乳食など指導  
● 料 金 無料

# だじな赤ちゃんのため ぜひ妊婦相談へ

● 期 日 8月7日(月)

● 時 間 13時30分～15時30分

● 場 所 役場保健室

● 持参品 母子手帳受領の方は、印鑑

● 内 容 産前産後の過ごし方、妊婦体操

● 料 金 無料



虫が目へ入ったら、明るい方へ目を向けると出てくる場合があります。また、オリーブ油を滴下し、目を下にすると虫が出てきます。

# ワンポイントアドバイス

# 夏に多い耳の病気

夏の暑い日がつづく、だれしも海へ、山へと戸外で過ごす機会が多くなります。そしてこれに合せるように、大人にも子供にも耳の痛みを訴える人が増えてくるのです。

さて夏に最も多い耳の病気は、外耳道炎と耳のおできです。この病気は、例えば、水泳で耳の中に水が入ってとれない時に、指やヘアピンなどで耳の中を刺激した後によく起こります。

耳の穴全体に炎症が起こったものが外耳道炎で、毛穴などにばい菌が侵入して局部的に腫れて膿がたまったりするものがおできです。

どちらも、耳たぶをひっぱったり、押したりすると必ず耳の痛みが起りますが、外耳道の腫れがひどくない限り、普通は聴力障害は起こりません。もう一つ、耳の痛みの原因になるのが、急性中耳炎です。これは風邪をひいた時によく起るもので、鼻や咽の細菌が耳と鼻をつないでいる細い管を通じて耳の中へ侵入して炎症を起こすもので、鼻を強くかんだり、すすったりした時に菌がよく侵入します。

症状は耳の痛みと軽い難聴、あるいは耳が詰まっているような感じがし、更に炎症が強くなると耳だれが出てくることもあります。

ただ、外耳道炎と違い、耳をひっぱったりしても痛みが強くなることはありません。このほか、夏には、外耳道や耳たびに湿疹がよくできます。このような時には、かゆみがあってもさわらない事が最も大切です。

いずれの耳の病気も、放置することなく、早めに耳鼻咽喉科を訪ねてください。治療が遅れると治りが遅くなり、難聴が残る場合もしばしばみられます。

